

(契約の目的)

第1条 この契約は、賃貸人の所有する物件を賃借人が賃貸することについて、賃借人賃貸人間で必要とする賃貸借の条件を定めるものとする。

(契約対象物件)

第2条 賃借人が貸借する物件（以下「物件」という。）、納入場所その他必要な事項は、別紙「橋本公民館他25館自動体外式除細動器賃貸借契約（長期継続契約）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(所有権の表示)

第3条 賃貸人は、物件に対して賃貸人の所有物である旨の表示をすることができる。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。ただし、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(物件の管理等)

第5条 賃借人は、物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。

2 賃借人の故意又は過失によって修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費、調整費を賃借人が負担するものとする。

3 賃借人は、物件を他へ譲渡、転貸、担保権設定等賃貸人の所有権を害する行為をしないものとする。

4 賃貸人は、物件が正常に使用できるよう保守の責めに任ずるものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 賃貸人はこの契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡、又はこの契約を第三者に委任することはできない。ただし、賃借人が承認した場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 賃貸人は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 賃貸人は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その内容を明確にした書面を賃借人に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(報告義務)

第8条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに賃貸人に通知するものとする。

- (1) 物件について使用し、消耗品等の補充を要するとき。
- (2) 物件についての盗難、損傷等の事故が発生したとき。
- (3) 物件の保管、使用等によって第三者に損害を与えたとき。

(立入権及び秘密保持)

第9条 賃貸人は、賃貸人又は賃貸人の指定した者が、物件の現状及び保管状況並びに点検調査のため、物件の保管場所に立ち入らせることができるものとする。この場合、賃貸人又は賃貸人の指定した者は必ず身分証明書を携帯するものとする。

2 賃貸人は、本契約の履行に際し知り得た賃借人の業務上の秘密を、第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(保険の付保)

第10条 賃貸人は、物件について賃貸人の負担で、動産総合保険に加入又は同等以上の保障を行うものとする。

(契約不適合責任)

第11条 賃借人は、引き渡された物件が契約の内容に適合していないと認められるとき(以下「契約不適合」という。)は、賃貸人に対して交換等の実施を求めることができ、賃貸人は交換等を実施するものとする。

- 2 契約不適合について、賃貸人が修繕、交換を実施するに当たり発生した費用は、賃貸人が負担するものとする。
- 3 前2項の規定は、当該契約不適合が賃借人の提供した資料等又は賃借人の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、賃貸人がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 賃貸人は、賃借人が故意又は重過失により物件を毀損する等、賃貸人に損害を与えた場合は、この賠償を賃借人に対して請求できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、動産総合保険等により補償された損害については、賃貸人は賃借人に請求しないものとする。

(消耗品等の交換)

第13条 賃貸人は、賃借人が物件を正常に使用できるよう仕様書の定めるところにより、定期的に消耗品等の交換を行うものとする。

(物件の返還)

第14条 賃借人は、この契約の期間が満了し、又はこの契約が解除若しくは解約された場合は、物件を賃貸人に返還するものとする。

2 賃貸人は、前項の規定により賃借人が物件を返還する場合は、賃借人賃貸人協議の上、定められた期間内にこれを引き取るものとする。

(賃借人の催告による解除権)

第15条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(賃借人の催告によらない解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の履行について、不正行為をしたとき。

(2) 第6条及び第7条の規定に違反したとき。

(3) 賃貸人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 第11条第1項に規定する契約不適合について、賃借人が同項の規定により交換等の実施の請求をしたにもかかわらず相当期間内に交換等の実施がなされない場合であって、この契約の目的を達することができないとき。

(6) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等賃貸人が契約者たる資格を欠いたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの契約の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき、又はそれらの申立てを受けたとき。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害が生じ

ても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 3 第1項第5号に該当することによりこの契約を解除する場合であって、既に賃借人が賃貸人に対して契約代金の一部又は全部を支払っていたときは、賃貸人は、支払済の契約代金を賃借人に返還しなければならない。

（暴力団等排除に係る賃借人の解除権）

第17条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）賃貸人が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第18条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - （2）賃貸人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - （3）賃貸人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - （4）賃貸人が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は賃貸人の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約金額の総額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第18条 賃貸人は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 賃貸人は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と履行期限に関する協議を行わなければならない。
 - 3 賃貸人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
 - 4 賃貸人は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（談合その他不正行為による賃借人の契約解除権）

- 第19条 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- （1）賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第5

4号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体(以下「賃貸人等」という。))に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 賃貸人(賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約総額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第20条 賃貸人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号から第2号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他賃借人が特に認める場合。

(2) 前条第1項第3号のうち、賃貸人が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(環境への配慮)

第21条 この契約における業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うこととする。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を理解し、業務を行うこと。
- (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

(履行遅滞の場合の違約金)

第22条 賃貸人の責に帰する理由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に完了する見込みのあるときは、賃借人は業務を継続させ完了後賃貸人から違約金を徴収する。

2 前項に規定する違約金は、契約金額の総額につき遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(長期継続契約に関する特約)

第23条 発注者は、令和9年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

(疑義の解決等)

第24条 この契約について、賃借人と賃貸人との間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、その都度賃借人、賃貸人協議の上解決するものとする。

以 上